

(1) 一般入試

出願にあたって

希望する研究領域や研究計画について、事前にリハビリテーション学研究科に相談してください。
 <問い合わせ先> リハビリテーション学研究科 Mail: rehabilitation@mejiro.ac.jp

1. 出願資格

出願資格 8 または 9 で出願する場合は、事前に個別の入学資格審査を受けてください。

個別の入学資格審査については P 4 ~ 6 「入学資格審査について」に詳細を記載していますので、確認してください。

出願前に P 2 ~ 3 「出願から入学手続までの流れ」、P10~11 「出願についての Q & A」を全員必ず確認してください。在留外国人の方は、P 7 ~ 8 「在留外国人の方へ」も必ず確認してください。

理学療法、作業療法、言語聴覚療法の各リハビリテーション分野のうち、希望する分野に対応する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの国家資格を有する者、または2024年3月31日までに資格取得見込みの者で、1~9のいずれかに該当する者。なお、希望する分野に対応する日本国外の資格は、日本の国家資格と同等とみなす。
 ※出願時に日本国内に居住している者に限ります。

1. 国内の大学を卒業した者、または2024年3月31日までに卒業見込みの者。
2. 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または2024年3月31日までに授与される見込みの者。
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。〔※〕
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
5. 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
6. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を充たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
7. 文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）。
8. 学校教育法第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。
9. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年3月31日までに22歳に達している者。

〔※〕 本学では高等教育自学考试は16年の課程に含めません。入学資格審査で認定を受けてください。

2. 選考方法・試験時間

選考方法	書類審査・研究計画に関するプレゼンテーション〈15分〉・個人面接〈15分〉による総合判定 下記の①または②を準備してください。 ① A4用紙2ページ以内の要旨を作成し、3部持参してください。 ② モニターを使ってプレゼンテーションをする場合は、PCとHDMIケーブル、スライド画面をA4用紙に1枚あたり4コマでプリントアウトしたものを3部持参してください。
試験時間	9:00~ プレゼンテーション・個人面接

■試験時間は変更になる場合があります。詳細は受験票で確認してください。

3. 出願書類

①～⑧は全志願者が必ず提出してください。⑨～⑫は、該当者のみ提出してください。
 所定用紙がある書類は、本学 Web サイトよりダウンロードして使用してください。

注) 結婚等の事情により、各種出願書類間で姓名が異なる場合は、戸籍抄本等の姓名変更に関わる証明書を添付してください。

出願書類		備考	入学資格 審査願提出時
全 志 願 者 提 出	①-1 志願票	下記に該当する方は、①-2 在留外国人の方用志願票を提出してください。 外国の学校教育における16年の課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者、もしくは入学資格審査においてこれと同等とみなされた者 ※法務大臣が日本での永住を認めた方は①-1 志願票を提出してください。 P12～13の記入方法を必ず参照してください。	
	①-2 在留外国人の方用志願票		
	②志願者カード	志願票と同一の写真を貼付した上で銀行の収納印を受けるか、コンビニエンスストアの検定料収納証明書を貼付するかしてください。 目白大学・目白大学短期大学部出身者も提出が必要です。	
	③経歴申告書(様式1)	様式内の注意書きをよく読み記入してください。	○
	④研究計画書(様式3)	PCで作成する場合、体裁は問いませんが、A4縦用紙に横書きで必要事項を記入の上、2枚以内で作成してください。	
	⑤志望理由書(様式4)	PCで作成する場合、体裁は問いませんが、A4縦用紙に横書きで必要事項を記入の上、400字以内で志望理由を記入してください。	
該 当 者 の み 提 出	⑥最終学歴の卒業(見込)証明書 または学位授与(見込)証明書	日本国外の大学・大学院を卒業または修了した方で卒業・修了証明書等に取得学位の記載がない場合には、学位取得証明書も提出してください。 見込証明書は出願前3か月以内に発行されたものに限り、最終学歴の各種証明書については、P10～11を確認してください。	○
	⑦最終学歴の成績(見込)証明書 ※大学に編入学をした方は、編入前の在籍校の「成績証明書」も提出してください。	外国の学校出身者は、P7～8を必ず確認してください。	○
	⑧理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の免許証写し(いずれか1つ)	A4に縮小コピーしたものを提出してください。 ただし、日本語または英語以外の言語で表記されている場合は、日本語または英語による翻訳文を付けてください。翻訳文については、大使館などの公的機関で認証を受けてから提出してください。	○
	⑨住民票 <外国籍の方のみ提出>	現住所・国籍・在留資格・在留期間・在留カード番号が記載され、マイナンバーが記載されていない原本に限り(コピー不可)。	○
⑩『日本語能力試験』の証明書 <在留外国人の方のみ提出>	「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」(コピー不可)を提出してください。 ただし、N2以上の合格に限り。	○	
⑪長期履修生申請書(様式13) <長期履修希望者のみ提出>	長期履修制度の利用を希望する方は、P9「長期履修制度について」を確認の上で申請してください。		
⑫在職証明書または在職が確認できる書類 <長期履修希望者のみ提出>	「職業を有し、就業している」ことを理由に長期履修制度の利用を申請する方は勤務先指定の様式、もしくは様式14を提出してください。 在職証明書以外の書類(健康保険証等のコピー)を提出する場合は、一度入学センターまで連絡してください。 ※在職中の方は期間の終わりは記入せず、「在職中」と記してください。		

(2) 社会人特別入試

出願にあたって

希望する研究領域や研究計画について、事前にリハビリテーション学研究科に相談してください。

<問い合わせ先> リハビリテーション学研究科 Mail: rehabilitation@mejiro.ac.jp

1. 出願資格

出願資格 8 または 9 で出願する場合は、事前に個別の入学資格審査を受けてください。

個別の入学資格審査については P 4 ~ 6 「入学資格審査について」に詳細を記載していますので、確認してください。

出願前に P 2 ~ 3 「出願から入学手続までの流れ」、P 10 ~ 11 「出願についての Q & A」を全員必ず確認してください。在留外国人の方は、P 7 ~ 8 「在留外国人の方・外国の学校出身の方へ」も必ず確認してください。

理学療法、作業療法、言語聴覚療法の各リハビリテーション分野のうち、希望する分野に対応する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの国家資格を有する者で、1 ~ 9 のいずれかに該当し、かつ、10 に該当する者。

なお、希望する分野に対応する日本国外の資格は、日本の国家資格と同等とみなす。
※出願時に日本国内に居住している者に限ります。

1. 国内の大学を卒業した者、または2024年3月31日までに卒業見込みの者。
2. 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または2024年3月31日までに授与される見込みの者。
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。〔※1〕
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
5. 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
6. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を充たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
7. 文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）。
8. 学校教育法第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。
9. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年3月31日までに22歳に達している者。
10. 出願時点でリハビリテーション職として、3年以上の勤務歴を有する者。〔※2〕

〔※1〕 本学では高等教育自学考试は16年の課程に含めません。入学資格審査で認定を受けてください。

〔※2〕 出願時点で在職している必要はありません。

2. 選考方法・試験時間

選考方法	書類審査・研究計画に関するプレゼンテーション〈15分〉・個人面接〈15分〉による総合判定 下記の①または②を準備してください。 ① A 4 用紙 2 ページ以内の要旨を作成し、3 部持参してください。 ② モニターを使ってプレゼンテーションをする場合は、PC と HDMI ケーブル、スライド画面を A 4 用紙に 1 枚あたり 4 コマでプリントアウトしたものを 3 部持参してください。
試験時間	9 : 00 ~ プレゼンテーション・個人面接

■試験時間は変更になる場合があります。詳細は受験票で確認してください。

3. 出願書類 ①～⑨は全志願者が必ず提出してください。⑩～⑬は、該当者のみ提出してください。
 所定用紙がある書類は、本学 Web サイトよりダウンロードして使用してください。

注) 結婚等の事情により、各種出願書類間で姓名が異なる場合は、戸籍抄本等の姓名変更に関わる証明書を添付してください。

出願書類		備考	入学資格 審査願提出時
全志願者提出	①-1 志願票	下記に該当する方は、①-2 在留外国人の方用志願票を提出してください。 外国の学校教育における16年の課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者、もしくは入学資格審査においてこれと同等とみなされた者 ※法務大臣が日本での永住を認めた方は①-1 志願票を提出してください。 P12~13の記入方法を必ず参照してください。	
	①-2 在留外国人の方用志願票		
	②志願者カード	志願票と同一の写真を貼付した上で銀行の収納印を受けるか、コンビニエンスストアの検定料収納証明書を貼付するかしてください。 目白大学・目白大学短期大学部出身者も提出が必要です。	
	③経歴申告書(様式1)	様式内の注意書きをよく読み記入してください。	○
	④研究計画書(様式3)	PCで作成する場合、体裁は問いませんが、A4縦用紙に横書きで必要事項を記入の上、2枚以内で作成してください。	
	⑤志望理由書(様式4)	PCで作成する場合、体裁は問いませんが、A4縦用紙に横書きで必要事項を記入の上、400字以内で志望理由を記入してください。	
⑥最終学歴の卒業(見込)証明書 または学位授与(見込)証明書	日本国外の大学・大学院を卒業または修了した方で卒業・修了証明書等に取得学位の記載がない場合には、学位取得証明書も提出してください。	○	
⑦最終学歴の成績(見込)証明書 ※大学に編入学をした方は、編入前の在籍校の「成績証明書」も提出してください。	見込証明書は出願前3か月以内に発行されたものに限ります。 最終学歴の各種証明書については、P10~11を確認してください。 外国の学校出身者は、P7~8を必ず確認してください。	○	
⑧在職期間証明書(様式14)	3年以上の勤務経験を有することを勤務先が証明したもの(勤務先所定の様式、もしくは様式14)を提出してください。 複数の勤務先での勤務経験を通算して3年以上となる場合は、勤務期間の合計が3年以上になるために必要な全勤務先による在職期間の証明書を提出してください。 ※在職中の方は期間の終わりは記入せず、「在職中」と記してください。	○	
⑨理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の免許証写し(いずれか1つ)	A4に縮小コピーしたものを提出してください。 ただし、日本語または英語以外の言語で表記されている場合は、日本語または英語による翻訳文を付けてください。翻訳文については、大使館などの公的機関で認証を受けてから提出してください。	○	
該当者のみ提出	⑩住民票 <外国籍の方のみ提出>	現住所・国籍・在留資格・在留期間・在留カード番号が記載され、マイナンバーが記載されていない原本に限ります(コピー不可)。	○
	⑪『日本語能力試験』の証明書 <在留外国人の方のみ提出>	「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」(コピー不可)を提出してください。 ただし、N2以上の合格に限ります。	○
	⑫長期履修生申請書(様式13) <長期履修希望者のみ提出>	長期履修制度の利用を希望する方は、P9「長期履修制度について」を確認の上で申請してください。	
	⑬在職証明書または 在職が確認できる書類 <長期履修希望者のみ提出>	「職業を有し、就業している」ことを理由に長期履修制度の利用を申請する方は提出してください。 ただし、⑧によって現在の職業も証明できる方は提出不要です。 在職証明書以外の書類(健康保険証等のコピー)を提出する場合は、一度入学センターまで連絡してください。 ※在職中の方は期間の終わりは記入せず、「在職中」と記してください。	